

(別紙 2)

令和 3 年度宇佐市観光パンフレット作成業務事業者選定評価基準

1.目的

この基準は、令和 3 年度宇佐市観光パンフレット作成業務の受託候補者を選定するために行う評価について、必要事項を定めるものである。

2.選定審査委員会

令和 3 年度宇佐市観光パンフレット作成業務に係る公募型プロポーザルの参加者から提出された業務実績や企画提案書等に対する選定審査委員会を以下のとおり開催する。

・審査（プレゼンテーション）

参加者によるプレゼンテーションを行い、提出された会社概要等整理表及び企画提案書等、プレゼンテーションの内容について審査し、評価点の合計の上位から受託候補者及び次順位者を決定する

① 日時 令和 3 年 8 月 17 日（火） 13 時 30 分～（予定）

② プレゼンテーションの時間

企画提案 15 分以内、質疑応答 10 分以内、準備・片付け 5 分以内

1 事業者につき、30 分程度を予定

※参加者には別途詳細を記した通知を選定審査委員会開催の 5 日前までに電子メールにて通知する。

3.選考方法及び得点配分について

(1) 受託候補者の選考

参加者から業務実績や企画提案書等の提出を受け、評価基準に基づき審査を行う。

受託候補者の選考については、以下の評価分類を指標とし、評価点の合計の最も高い者を受託候補者として決定する。

一次審査

提出された参加表明書等について、以下の内容を評価する。

- ・本業務を遂行する能力は十分にあるか
- ・同種業務・類似業務の実績は実際どうなのか
- ・仕様書等に記載されている趣旨とテーマを十分に理解した企画方針となっているか。

二次審査

企画提案書等の提案内容及びプレゼンテーションの提案内容から評価する

評価項目	
1	企画
2	デザイン
3	実施体制
4	二次使用
5	価格

(2) 最高得点者が2者以上あった場合の受託候補者の選定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、それぞれの評価項目ごとに得点を比較し、得点の高い項目が多い者を受託候補者とする。それでも決定しない場合は、二次審査の得点（価格点を除く）の高い者を受託候補者とする。

(3) 評価分類の配点（一次審査、二次審査の配分）

評価の点数については合計100点満点とし、得点の配分については下記のとおりとする。

評価分類	配点
一次審査	30点
二次審査	70点
合計	100点

※二次審査については、審査員の平均点とする（小数点以下四捨五入）

令和3年度宇佐市観光パンフレット作成業務プロポーザル選定基準表

■一次審査

評価項目	評価基準		評点	配分	配点
企業能力	1	本業務を遂行する能力は十分にあるか	5	×1	5
業務実績	2	過去5年間の同種業務・類似業務の実績は十分なものか。	5	×3	15
企画	3	本業務の趣旨を理解しており、宇佐市の魅力度及び認知度向上に効果的な提案となっているか。	5	×2	10
合計					30

■二次審査

評価項目	評価基準		評点	配分	配点
企画	1	独自に考えたテーマごとに観光地や飲食店等のコンテンツが組み込まれた構成となっているか	5	×3	15
	2	市が要求している以外のことで積極的な提案を行っているか(提案限度額の範囲以内)	5	×1	5
デザイン	3	思わず手に取ってみたいくなるような表紙・裏表紙となっているか	5	×2	10
	4	メインターゲットの興味を引き、市の魅力を十分にアピールできるデザインであるか。	5	×2	10
	5	写真やイラストを効果的に使用し、誰もが見やすく洗練されたものとなっているか	5	×2	10
実施体制	6	担当者の役割分担が明確で、業務の遂行に十分な体制となっているか	5	×1	5
	7	業務履行期間に実現可能で、工程及びスケジュールが分かりやすく記載されているか	5	×1	5
二次使用	8	観光パンフレット現物の他に、市ホームページ等他媒体での紙面掲載が可能か	5	×1	5
価格	9	提案価格の評価点 <small>(全参加者中最も低い提案価格/当該参加者の提案価格+全参加者中最も低い増刷時提案価格/当該参加者の増刷時提案価格)×5点(小数点以下四捨五入)</small>	5	×1	5
合計					70